

平成22年度 建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

本市の入札・契約制度については、継続した見直しが必要であると考えており、これまでも種々の改善を行ってきました。

平成22年度は、厳しい経済情勢の下で、公共事業の減少に伴い、業者間競争が激しくなっている現状を踏まえつつ、景気が著しく悪化していることを考慮して、ダンピング受注や下請業者等へのしわ寄せを防止する対策を強化しながら、引き続き工事の品質や適正な履行を確保するとともに、あわせて公共工事の早期発注と事業者の負担軽減を図る観点から、次のとおり入札及び契約制度の改善を行います。

建設工事に係る改善

1 最低制限価格制度の導入

小規模工事等について、入札・契約手続に要する期間を短縮して早期発注を行うとともに、厳しい経営環境におかれている建設業者の負担を軽減するため、最低制限価格制度を導入します。

なお、最低制限価格を設定した入札において、入札価格が最低制限価格を下回った場合は、当該入札を無効とします。

(1) 対象工事

- 設計金額1,000万円未満の工事
- 災害復旧工事等で緊急を要する工事
- 年間を通じて行う単価契約の工事〔道路等維持補修工事〕

(2) 最低制限価格の算定方法

(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×0.9×1.05

(3) 最低制限価格の事前公表

透明性の確保の観点から、最低制限価格は事前公表とします。

(4) 下請代金及び労働者への賃金の支払状況の確認

下請業者へのしわ寄せ防止や建設労働者の労働条件の確保を図るため、最低制限価格と同額で契約した工事やその他選定する工事を対象として、工事完成時に労働者の賃金の支払状況を、工事完成後に下請代金の支払状況を、それぞれ確認します。

2 地元建設業者の受注機会の拡大

(1) 地域要件の見直し

地元建設業者の受注機会を確保するため、市内に本店を有する建設業者に限定した入札の範囲を、原則として1億円未満の工事に拡大します。

(2) 直営施工可能業者限定競争入札の実施

災害時における応急復旧の迅速かつ円滑な協力体制を構築するため、直営施工が可能な地元建設業者を対象とした限定入札を実施します。

対象者 災害協力事業者(広島市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱に基づ

く登録を受けている者)のうち直営施工が可能で、常時雇用している作業員(作業員を兼ねる技術者を含むが、主任(監理)技術者は含まない。)を5人以上雇用している者
 対象工事 設計金額1億円未満の土木工事
 発注件数 50件程度
 その他 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出時に、常時雇用作業員を記載した「常時雇用作業員調書」(雇用関係を証明する書類添付が必要)を求めます。

3 低入札価格調査制度の見直し

(1) 調査基準価格の算定方法の見直し

調査基準価格の算定方法を次のとおり見直します。

区分	調査基準価格(税込)の算定方法
現行	(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05 [上限:予定価格(税込)の85% 下限:予定価格(税込)の3分の2]
見直し	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05 [上限:予定価格(税込)の90% 下限:予定価格(税込)の70%]

(2) 低入札価格調査の強化

これまでの調査に加えて、今後は、下請業者へのしわ寄せ防止や建設労働者の労働条件の確保を図るための調査を強化します。

ア 下請代金の支払状況の確認

工事完成後の下請業者への支払いが完了した時点で、「下請契約支払状況調書」の提出を求め、下請代金の支払状況を確認します。

イ 労働者への賃金の支払状況の確認

入札価格が調査基準価格の85%を下回る場合には、

これまでも提出を求めている「労務費内訳書」について、労務費支払者毎(元請業者・下請業者)の工種別職種別労務単価(最低単価)の算出内訳を記載するよう様式を改めました。

「労務費内訳書」の提出は、これまでの低入札価格調査時に加えて、新たに工事完成時にも提出を求めます。

なお、「労務費内訳書」に記載された内容については、賃金台帳等の支払賃金が確認できる資料の提示を求め、労働者への賃金の支払状況を確認します。

ウ その他

低入札価格調査時に実施していた事情聴取等の効率化を図るため、共通的な事情聴取事項を帳票化した「低入札価格調査報告書等の概要」の提出を求めることにしました。なお、工事の個別的な内容については、これまで通り事情聴取を行います。

4 実施時期

上記に係る改善については、平成22年7月1日以降に入札公告等を行うものから適用します。

その他のお知らせ

建設工事・建設コンサルタント業務等

1 平成23・24年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請 (一斉更新・新規)について

申請受付は、平成22年11月頃を予定しています。申請時期等の詳細については、「ひろしま市民と市政」(広報紙)やホームページでお知らせするとともに、平成21・22年度分の資格を認定されている業者の方へは電子メールでもお知らせします。

なお、今年度は、一斉更新受付の年に当たるため、平成21・22年度建設工事及び建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請の追加受付は2回目(申請期間8/25~8/31)で終了します。

2 資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限

公正な競争を確保するため、一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一の入札に参加することについて制限していますが、7月1日以降に入札公告等を行うものから、参加制限を次のとおり拡充します。

(建設工事については、下線部分が拡充箇所です。建設コンサルタント業務等については、建設工事に合わせることにし、下線部分に加え、(2)、(4)も拡充しています。)

また、資本的関係・人的関係調書への記載の対象を、広島市建設工事競争入札参加資格者又は広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者とします。

<系列会社の入札参加制限>

- (1) 親会社と子会社
- (2) 親会社が同一である子会社
- (3) 代表権を有する者が同一である会社
- (4) 役員が兼任している会社
- (5) 役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社
- (6) 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社
- (7) 社員が他の会社の事務や営業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社
- (8) その他入札の適正さが阻害されると認められる会社

(1)~(5)の資本的関係及び人的関係については、形式的に判断できる関係ですが、実質的にこれらと同視しうる入札の適正さが阻害される関係がある場合も、同一の入札へ参加することを制限することとしました。

したがって、同一入札の参加について入札価格や入札意思などを相談するなどの関係がある場合は、同一入札への参加が制限されます。

3 税の滞納のないことの確認

これまでは「本市の市税を滞納していないこと。」を入札参加条件としていましたが、より公平性の向上を図るため、「消費税及び地方消費税を滞納していないこと。」を新たに入札参加条件に追加しました。ついては、7月1日以降に入札公告等を行うものから、次の納税証明書の写しの提出を求め、税の滞納のないことを確認します。

(1) 広島市税の納税証明書

納税証明書の証明年月日が一般競争入札参加確認申請書提出日(通常型指名競争入札においては、指名通知時)から3か月前の日以降のもの(写し可)を提出してください。(有効期限の取扱いを変更していますので注意してください。)

(2) 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書の証明年月日が一般競争入札参加確認申請書提出日(通常型指名競争入札においては、指名通知時)から3か月前の日以降のもの(写し可)を提出してください。(電子納税証明書は不可)

4 現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用関係等の確認

設計金額が2,500万円（建築一式は5,000万円）以上の一般競争入札の場合は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出に併せて配置予定技術者調書の提出を求め、主任（監理）技術者の雇用関係等を確認していますが、7月1日以降に入札公告等を行うものから、主任（監理）技術者に加えて、現場代理人についても雇用関係等の確認をすることとし、設計金額の規模にかかわらず、全ての一般競争入札において、「配置予定技術者等調書」の提出を求めます。

また、指名競争入札、見積合わせ及び特命随意契約の場合においても、現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用関係等の確認を行うため、指名通知又は見積依頼時に「確約書」の提出を求めます。

詳細については、入札説明書をご覧ください。

5 「くじ引き」の場合の一般競争入札参加資格確認申請書等の提出時期

最低入札価格提示者が2者以上ある場合の「くじ引き」は、原則、開札日の翌日に行うこととしています。

「くじ引き」を開札日の翌日に行う場合は、開札日の午後5時までに一般競争入札参加資格確認申請書等を工事担当課へ提出した者のみ「くじ引き」に参加できることとしていましたが、7月1日以降に開札を行うものからは、「くじ引き」の結果、順位が1番となった者のみに、「くじ引き」を実施した日の午後5時までに一般競争入札資格確認申請書等の提出を求めます。

詳細については、入札説明書をご覧ください。

6 下請業者への支払状況の確認

元請業者から下請業者に対して適正な支払いを促す方策の一つとして、工事の施工段階における下請業者への支払状況を確認します。

(1) 対象工事

予定価格が1,000万円以上の低入札価格調査を実施した工事で、1件当たりの一次下請契約金額が100万円（建築工事にあっては200万円）以上の下請契約を締結する工事です。

(2) 確認時期

工期が6か月以上の工事にあっては、「中間検査時、中間前払金の請求時、又は出来高払金の受領後30日以内」の該当期です。

工期が6か月未満の工事にあっては、完成検査時です。

(3) 確認の方法と不適切な事例への対応

下請工事の支払状況について、別に定める様式により、請負者に報告を求めます。

不適切な事例については、建設業許可庁への報告や指名停止等を行う場合があります。

7 総合評価落札方式（特別簡易型）の試行実施

価格と価格以外の要素（技術的能力）を評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札について、本年度、企業の技術力や社会的貢献度などを評価し、施工計画や技術提案を求めない「特別簡易型」を導入し、試行実施します。なお、評価基準及び配点等については、現在検討しています。

補 足 事 項

1 電子入札システムの操作に関する問い合わせ

システム操作に関して不明な点がある場合は、電子調達ヘルプデスク（082-848-4115）までお問い合わせください。

2 発注見通し、入札公告及び入札結果の公表

「広島市電子調達システムポータルサイト」から見ることができます。

最低制限価格は、入札公告へ記載します。

3 今年度の「制度改善」及び「その他のお知らせ」に係る広島市ホームページの掲載箇所

広島市トップページ「事業者」>「入札・契約・諸手続・税金など」>「入札・契約」から

- ・ 低入札価格調査及び最低制限価格制度における下請代金等の支払状況の確認（マニュアル・様式）については、

「関係規程」>「建設工事の競争入札に関する要綱等の一覧」>「(工事)入札の手続等に関すること」>「(工事)低入札価格調査報告書作成要領」ほか 又は 「(工事)最低制限価格制度適用工事確認マニュアル」【低入札価格調査の様式】「各種様式集」>「工事・建設コンサル」>「工事」>「(工事)低入札価格調査報告書/低入札調査確認報告書」
【最低制限価格制度の様式】「各種様式集」>「工事・建設コンサル」>「工事」>「(工事)最低制限価格制度様式」

- ・ 資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限の詳細については、
「各種様式集」>「工事・建設コンサル」>「資本的関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について」
- ・ 税の滞納のないことの確認の詳細については、
「各種様式集」>「工事・建設コンサル」>「入札等に参加するための納税証明書について」
- ・ 工事の施工段階における下請業者への支払状況の確認については、
「公共事業の情報化と技術管理」>「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」>「請負工事書式集」>「下請契約支払状況調書」

で7月1日以降にご覧になれます。

問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

「その他のお知らせ」の6及び7については、

広島市都市整備局指導部技術管理課

電話(082)504-2282(直)

e-mail gikan@city.hiroshima.jp

上記以外については、

広島市財政局契約部工事契約課

電話(082)504-2280(直)

e-mail keiyaku-koji@city.hiroshima.jp

広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.lg.jp/>